

高知県立都市公園条例をここに公布する。

○高知県立都市公園条例

(平成17年3月29日条例第7号)

改正	平成17年7月19日条例第71号	平成17年10月21日条例第90号
	平成18年10月17日条例第47号	平成18年12月26日条例第59号
	平成19年7月2日条例第69号	平成20年3月25日条例第23号
	平成20年12月24日条例第54号	平成23年3月23日条例第15号
	平成23年3月23日条例第9号	平成24年3月23日条例第26号
	平成24年10月16日条例第59号	

高知県立都市公園条例

高知県立都市公園条例(昭和33年高知県条例第35号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、県が設置する都市公園の設置及び管理について、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。第1条の6において「政令」という。)及び都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第30号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例59号〕

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める県が設置する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次条及び第1条の4に定めるとおりとする。

追加〔平成24年条例59号〕

(都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 県が設置する都市公園の敷地面積の標準は、県が設置する都市公園の敷地面積に市町村が設置する都市公園の敷地面積を加えた県民1人当たりの都市公園の敷地面積を12平方メートル以上とすることとする。

追加〔平成24年条例59号〕

(都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 県が、主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合においては、それぞれその特質に応じて県内の都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 県が、主として歴史的意義を有する土地を有効に利用すること等を目的とする都市公園並びに主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上の用に供することを目的とする都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

追加〔平成24年条例59号〕

(公園施設の建築面積の基準)

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

追加〔平成24年条例59号〕

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合における範囲)

- 第1条の6 県が設置する都市公園(以下「都市公園」という。)についての政令第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物が設けられる都市公園の敷地面積(以下この条において「公園面積」という。)の100分の10を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 2 都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の20を限度として同項本文及び前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の10を限度として同項本文及び前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、公園面積の100分の2を限度として同項本文及び前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

追加〔平成24年条例59号〕

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第2条 知事は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要があると認める事項を告示しなければならない。

一部改正〔平成24年条例59号〕

(指定管理者による管理等)

第3条 都市公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

- 2 前項の規定に基づき指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、都市公園の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当と認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。
- 3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第28条各号に掲げる書類の提出を求め、第29条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

一部改正〔平成17年条例71号〕

(行為の制限)

第4条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業としての写真撮影その他これに類する行為をすること。

(4) ロケーション、撮影会その他これらに類する行為をすること。

(5) 興行を行うこと。

一部改正〔平成19年条例69号〕

(6) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(7) 広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。

一部改正〔平成19年条例69号〕

2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、1年を超えない範囲内において同項の許可を与えることができる。これを更新するときの期間についても、同様とする。

3 知事は、第1項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

一部改正〔平成19年条例69号〕

(許可の特例)

第5条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土石、竹木等の物件を放置し、又は堆積すること。

(4) 土石の採取その他土地の形質を変更すること。

(5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。

(6) 動物を放置し、又は遺棄すること。

(7) 知事が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。

(8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。

(9) 知事が指定した場所以外の場所で火力を使用し、たき火、炊事その他これらに類する行為をすること。

(10) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

(11) 都市公園をその用途以外に使用すること。

(入園の制限等)

第7条 知事は、前条の規定に違反し、又は次の各号のいずれかに該当する者に対し、都市公園への入園を拒み、又は都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) 都市公園における秩序又は風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認める者

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は知事若しくはその命を受けた者の指示に従わない者

(利用の禁止又は制限)

第8条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(都市公園の供用日時等)

第9条 都市公園の供用日及び供用時間は、規則で定める。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が管理する都市公園にあつては指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

2 知事は、前項の承認をするに当たり、利用者への周知を図る上で必要な範囲内において、周知の方法及び期間について条件を付することができる。

(特定公園施設の利用の許可)

第10条 別表第1に掲げる公園施設(以下「特定公園施設」という。)を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 第4条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に伴う権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(知事が行う監督処分)

第12条 知事は、次条に定める場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園を原状に回復すること若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定に基づき許可に付した条件に違反している者

一部改正〔平成23年条例9号〕

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

(4) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用すると認められる者

追加〔平成23年条例9号〕

一部改正〔平成23年条例9号〕

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

一部改正〔平成23年条例9号〕

(指定管理者が行う監督処分)

第13条 第3条第1項の規定に基づき指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合において、第27条第1項第1号に掲げる業務を行う指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、同条第2項において読み替えて適用する第10条第1項の許可(第1号及び第3号において「利用の許可」という。)を取り消し、利用を停止させ、又は第27条第2項において読み替えて適用する第10条第2項の規定に基づく許可の条件(第2号において「利用の許可の条件」という。)を変更することができる。

る。

(1) 利用の許可を受けた者(以下この条において「利用者」という。)がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

一部改正〔平成23年条例9号〕

(2) 利用者が利用の許可の条件に違反したとき。

一部改正〔平成23年条例9号〕

(3) 利用者が利用の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって利用の許可を受けたとき。

一部改正〔平成23年条例9号〕

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

追加〔平成23年条例9号〕

(5) 前各号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上特に必要があると認めるとき。

一部改正〔平成23年条例9号〕

一部改正〔平成23年条例9号〕

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

追加〔平成23年条例9号〕

一部改正〔平成23年条例9号〕

(原状回復等)

第14条 第4条第1項又は第10条第1項(第27条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けた者は、行為若しくは利用の許可の期間が満了したとき又は第12条第1項若しくは前条第1項の規定に基づき許可を取り消され、若しくは行為若しくは利用を停止されたときは、直ちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成23年条例9号〕

2 知事は、第4条第1項又は第10条第1項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成23年条例9号〕

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第15条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 占用の許可を受けようとする面積

オ 公園施設の構造

カ 公園施設の管理の方法

キ 公園施設の経営の方法

ク 工事の実施の方法

ケ 工事の着手及び完成の時期

コ 都市公園の復旧の方法

サ アからコまでに掲げる事項のほか、知事の指示する事項

(2) 県有の公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理する公園施設

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理する面積

オ 管理の方法

カ 経営の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、知事の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用しようとする面積

(2) 設置しようとする工作物その他の物件又は施設の管理の方法

(3) 工事の実施の方法

(4) 工事の着手及び完成の時期

(5) 都市公園の復旧の方法

(6) 前各号に掲げる事項のほか、知事の指示する事項

(添付書類)

第16条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添えなければならない。

(占用の許可を受けた事項の軽易な変更)

第17条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下この条において「占用物件」という。)の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

一部改正〔平成24年条例59号〕

(使用料又は占用料の徴収)

第18条 法第5条第1項の許可を受けた者は別表第2に定める使用料を、法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は別表第3に定める占用料を、県に納付しなければならない。

2 前項の使用料又は占用料は、当該許可の際にその全額を徴収する。ただし、当該許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料又は占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収することができる。

(広告出展料の徴収)

第19条 第4条第1項の許可を受けた者は、別表第4に定める広告出展料を県に納付しなければならない。

2 前項の広告出展料は、当該許可の際にその全額を徴収する。

(利用料の徴収)

第20条 第10条第1項の許可を受けた者は、別表第5に定める利用料を県に納付しなければならない。ただし、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の者又は高知市長が交付する高知県長寿手帳に類するものを所持する65歳以上の者が高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門、野市総合公園ののいち動物公園又は春野総合運動公園の水泳場を利用する場合は、この限りでない。

一部改正〔平成18年条例47号〕

2 前項の利用料は、当該許可の際にその全額を徴収する。ただし、高知公園の駐車場に係る利用料にあっては、当該利用を終了する際にその全額を徴収することができる。

一部改正〔平成18年条例47号〕

一部改正〔平成18年条例47号〕

(使用料等の減免)

第21条 知事は、別表第6に掲げる場合に限り、使用料、占用料、広告出展料又は利用料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成17年条例90号〕

(利用料等の還付)

第22条 既に納付された使用料、占用料、広告出展料及び利用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、利用料の全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の収受)

第23条 知事は、第20条第1項本文の規定にかかわらず、適当であると認めるときは、指定管理者に特定公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

一部改正〔平成24年条例59号〕

2 前項の規定に基づき利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、特定公園施設の利用の許可を受けた者は、利用料金を当該指定管理者に納付しなければならない。

一部改正〔平成24年条例59号〕

(利用料金の承認)

第24条 利用料金の額は、別表第5に定める利用料金の上限額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成23年条例9号〕

2 指定管理者は、前項の承認を受けて利用料金の額を定めた場合は、速やかに管理する都市公園の適切な場所に掲示する等によりその広報に務めなければならない。

一部改正〔平成23年条例9号〕

(利用料金の減免)

第25条 指定管理者は、別表第6に掲げる場合に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第26条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、

指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(旅行業者等の取扱いによる入場)

第26条の2 第20条第1項本文及び第23条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の取扱いによる高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門への入場については、当該各号に掲げる者が、第20条第1項の規定により定められた利用料(団体の場合にあつては、その合計額)の9割に相当する金額を利用料として県に納付し、又は第24条第1項の規定により定められた利用料金(団体の場合にあつては、その合計額)の9割に相当する金額を利用料金として指定管理者に納付しなければならない。

(1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者

(2) 知事が別に定める者

2 前項の規定により利用料を県に納付する者は、知事が特に認めるときは、第20条第2項の規定にかかわらず、当該利用料を月単位で取りまとめて後納することができるものとする。

追加〔平成18年条例47号〕

(指定管理者が行う業務)

第27条 指定管理者が行うことができる都市公園の管理に関する業務は、次のとおりとする。

(1) 第10条に規定する特定公園施設の利用の許可、第13条に規定する特定公園施設の利用の許可の取消し等その他の特定公園施設の利用の許可に関する業務  
一部改正〔平成20年条例23号・23年9号〕

(2) 第20条に規定する利用料の徴収に関する業務(調定事務を除く。)

一部改正〔平成23年条例9号〕

(3) 第23条及び前条第1項に規定する利用料金の収受、第25条に規定する利用料金の減免、第26条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

一部改正〔平成20年条例23号・23年9号〕

(4) 都市公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、都市公園を管理するために知事が必要であると認める業務

一部改正〔平成23年条例9号〕

一部改正〔平成20年条例23号・23年9号〕

2 指定管理者に前項第1号に掲げる業務を行わせる場合における第10条及び第14条第2項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同項中「第4条第1項又は第10条第1項」とあるのは「第27条第2項において読み替えて適用する第10条第1項」とする。

一部改正〔平成23年条例9号〕

一部改正〔平成20年条例23号・23年9号〕

(指定管理者の指定の申請)

第28条 第3条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に規定する業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

一部改正〔平成17年条例71号〕

(指定管理者の指定等)

第29条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)による都市公園の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、それに要する経費が最少であること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して継続的に行う能力を有しており、又は確保できるものであること。

2 知事は、第3条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成17年条例71号〕

(指定管理者の地位の譲渡等の禁止)

第30条 前条第2項の規定により指定管理者として指定を受けたものは、当該指定に伴う地位及び権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成17年条例71号〕

(事業報告書の作成及び提出)

第31条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第33条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による都市公園の管理の実態を把握するために知事が必要であると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第32条 知事は、都市公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第33条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、知事はその賠償の責めを負わない。

(指定等の告示)

第33条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第29条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第29条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があつたとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

追加〔平成24年条例59号〕

(原状回復義務等)

第34条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第33条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りではない。

一部改正〔平成23年条例59号〕

2 知事は、指定管理者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成23年条例9号・24年59号〕

(損害賠償義務)

第35条 指定管理者は、故意又は過失により都市公園の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第36条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第37条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 保管した工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するために知事が必要であると認める事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第38条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、工作物等が放置されていた都市公園を所管する土木事務所その他規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち知事が特に貴重であると認めるものにつ

いては、同号の掲示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第41条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を高知県公報に登載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を前項第1号の土木事務所その他規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第39条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を考慮してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第40条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないとき知事が認める工作物等については、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第41条 知事は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第42条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項に規定する許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占有に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により、都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 第12条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第6条の規定に違反した者
- (3) 第12条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者

一部改正〔平成24年条例59号〕

一部改正〔平成24年条例59号〕

第45条 詐欺その他の不正の行為により、使用料、占用料、広告出展料又は利用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

第47条 法第5条の3の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、知事とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の高知県立都市公園条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされた処分その他の行為は、この条例による改正後の高知県立都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第13条の2の規定に基づき委託している公園施設の管理及び当該管理の委託を受けた者による利用料金の収受等については、平成18年9月1日(同日前に改正後の条例第29条第2項の規定による指定をした場合は、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行後において改正前の条例の規定により納付すべき使用料又は入園料については、なお従前の例による。
- 5 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年7月19日条例第71号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月21日条例第90号)

この条例は、平成17年11月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定及び別表第6の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年10月17日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中高知県立都市公園

条例第20条第2項にただし書を加える改正規定及び同条例別表第5備考2の改正規定（「3月から11月までは午後8時から翌日の午前7時までの間の、12月から翌年の2月までは午後5時から翌日の午前8時」を「午後6時30分から翌日の午前7時30分」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後において第2条の規定による廃止前の高知県懐徳館の設置及び管理に関する条例の規定により納付すべき入場料金については、なお従前の例による。

（重要な公の施設に関する条例の一部改正）

3 重要な公の施設に関する条例（昭和39年高知県条例第39号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（高知県収入証紙条例の一部改正）

4 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年12月26日条例第59号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中高知県立都市公園条例別表第1土佐西南大規模公園の項の改正規定、同条例別表第5の5の改正規定及び同表備考の改正規定（同表備考9中「2の(1)から(3)まで」を「2の(1)から(4)まで」に改める部分及び同表備考10中「若しくは雨天練習場」を「、雨天練習場若しくは屋根付き多目的広場」に、「2の(1)から(3)まで」を「2の(1)から(4)まで」に改める部分を除く。）並びに第2条の規定 平成19年1月4日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 規則で定める日（平成19年規則第4号で、平成19年2月20日とする。）

附 則（平成19年7月2日条例第69号）

この条例は、規則で定める日（平成19年規則第89号で一部の施行の日を平成19年8月21日と、平成19年規則第116号で一部の施行の日を平成19年10月27日とする。）から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第23号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第15号）

この条例は、平成23年3月25日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第26号)  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月16日条例第59号)  
この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第10条関係)

都市公園名	公園施設名
高知公園	高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門 駐車場
室戸広域公園	野球場 運動広場 雨天練習場 屋根付き多目的広場 附属設備
野市総合公園	のいち動物公園
春野総合運動公園	野球場 ソフトボール場 運動広場 多目的広場 テニス コート 体育館 球技場 陸上競技場 水泳場 屋内 運動場 射撃場 アーチェリー場 相撲場 会議室 附 属設備
土佐西南大規模公園	集会所 球技場 テニスコート オートキャンプ場 多 目的棟 体育館 運動広場 大方地区キャンプ場 多目 的芝生広場 会議室 附属設備

一部改正〔平成17年条例90号・18年47号・59号・19年69号〕

別表第2(第18条関係)

1 公園管理者以外の者が公園施設を設ける場合

法第2条第2項の公園施設名	区分	計算単位	計算単位当たりの使用料	
便益施設	売店、飲食店 及び宿泊施設	高知公園	使用面積 1平方 メートル	年額 1,850円
		五台山公園	使用面積 1平方 メートル	年額 1,400円
		種崎千松公園	使用面積 1平方 メートル	年額 1,200円
		室戸広域公園	使用面積 1平方 メートル	年額 1,050円
		安芸広域公園	使用面積 1平方 メートル	年額 1,050円
		鏡野公園	使用面積 1平方 メートル	年額 1,050円
		野市総合公園	使用面積 1平方 メートル	年額 1,050円
		春野総合運動公園	使用面積 1平方 メートル	年額 1,050円
		土佐西南大規模公園	使用面積 1平方 メートル	年額 1,050円

2 県有公園施設を管理する場合

区分	計算単位	計算単位当たりの使用料
五台山公園展望台	管理面積 1平方メート ル	年額 1,512円

室戸広域公園売店	管理面積 1平方メートル	年額	1,512円
野市総合公園売店及び飲食店	管理面積 1平方メートル	年額	1,512円
春野総合運動公園売店、飲食店及び陸上競技場内事務室	管理面積 1平方メートル	年額	1,512円
土佐西南大規模公園売店及び飲食店	管理面積 1平方メートル	年額	1,512円

一部改正〔平成20年条例54号〕

#### 備考

- 1 使用又は管理の面積が1平方メートル未満であるとき又は1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 使用又は管理の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 3 徴収する使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げて得た額を使用料として徴収するものとする。
- 4 徴収する使用料の合計額が100円未満の場合は、100円として徴収するものとする。

一部改正〔平成20年条例54号〕

#### 別表第3(第18条関係)

##### 都市公園を占用する場合

区分	計算単位	計算単位当たりの占用料
鉄塔	1基	年額 2,698円 (2,570円)
木柱、鉄柱、コンクリート柱支柱又は支線柱	1本	年額 1,323円 (1,260円)
H柱	1本	年額 2,037円 (1,940円)
電線電話線	1メートル	年額 63円 (60円)
埋設諸管	1メートル	年額 168円 (160円) ただし、直径が30センチメートルを超えるものについては、168円(160円)に30センチメートルを超える直径が30センチメートルを増すまでごとに147円(140円)を加算する。
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用面積 1平方メートル	日額 21円 (20円)
公衆電話所	占用面積 1平方メートル	年額 1,249円 (1,190円)
標識	1基	年額 987円

			(940円)
通路又は通路橋	占用面積 1 平方メートル	年額	1,018円 (970円)
工事中板囲い、足場、詰所 その他の工事施設及び土 石、竹木、瓦(かわら)その 他の工事用材料の置場	占用面積 1 平方メートル	月額	241円 (230円)
郵便差出箱又は信書便差出 箱	1個	年額	630円 (600円)

一部改正〔平成20年条例23号〕

#### 備考

- 1 計算単位を1平方メートル又は1メートルで定めたもので、占用の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該占用の面積若しくは長さ又は端数をそれぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。  
一部改正〔平成20年条例23号〕
- 2 計算単位当たりの占用料を年額で定めたもので、占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、1月未満の端数は1月として、月割をもって計算する。  
一部改正〔平成20年条例23号〕
- 3 計算単位当たりの占用料を月額で定めたもので、占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、当該占用の期間又は端数を1月として計算する。  
一部改正〔平成20年条例23号〕
- 4 1件の許可に係る占用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を10円に切り上げる。  
一部改正〔平成20年条例23号〕
- 5 1件の許可に係る占用料の合計額が100円未満の場合は、100円とする。  
一部改正〔平成20年条例23号〕
- 6 計算単位当たりの占用料の欄中括弧内に掲げる金額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる場合の占用料の額とする。  
一部改正〔平成20年条例23号〕

#### 別表第4(第19条関係)

区分	計算単位	計算単位当たりの広告出 展料
行商及び宣伝活動	1人	月額 903円
露店	1箇所	月額 903円
貸しござ業	1箇所	月額 903円
貸しボート	1隻	月額 84円
貸しブイ店舗	1箇所	月額 903円
自転車預かり業	広告出展許可面積 1平方メートル	月額 273円
業として行う写真の撮影	1人	月額 903円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間 1,827円

興行	広告出展許可面積 1平方メートル	日額	21円
競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展	広告出展許可面積 1平方メートル	日額	21円
広告(可動式、1月以内)	表示面積 1平方メートル	日額	315円

備考

- 1 計算単位を1平方メートルで定めたもので、広告出展許可面積若しくは表示面積が1平方メートル未満であるとき又は1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 計算単位当たりの広告出展料を月額で定めたもので、広告出展許可の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 3 計算単位当たりの広告出展料を時間で定めたもので、広告出展許可の時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 4 徴収する広告出展料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を10円に切り上げて得た額を広告出展料として徴収するものとする。
- 5 徴収する広告出展料の合計額が100円未満の場合は、100円として徴収するものとする。

別表第5(第20条、第24条関係)

1 高知公園

(1) 高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門

区分	単位	利用料
大人	1人1回	400円

全部改正〔平成18年条例47号〕

(2) 駐車場

区分	利用料		
	基本利用料(最初の1時間まで)	超過利用料(超過時間30分までごとに)	夜間利用料(観光バスに限る。)
バス	550円	220円	3,100円
乗用自動車	350円	100円	

全部改正〔平成18年条例47号〕

2 室戸広域公園

(1) 野球場

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
		午前	午後	全日	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	31,050円	37,270円	62,120円	11,460円
	アマチュアスポーツ以外のもの	185,740円	222,830円	371,410円	68,210円
入場料を徴収しない場	アマチュアスポーツ 児童・	3,430円	4,130円	6,890円	1,270円

合	ツ	生徒				
		その他の者	6,890円	8,280円	13,800円	2,540円
	アマチュアスポーツ以外のもの	34,490円	41,420円	69,030円	12,740円	

(2) 運動広場

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,140円	1,350円	2,280円	330円
	その他の者	2,280円	2,730円	4,550円	670円
アマチュアスポーツ以外のもの		11,400円	13,680円	22,820円	3,430円

一部改正〔平成19年条例69号〕

(3) 雨天練習場

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	410円	490円	820円	140円
	その他の者	820円	990円	1,650円	290円
アマチュアスポーツ以外のもの		4,120円	4,940円	8,240円	1,460円

(4) 屋根付き多目的広場

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,350円	1,620円	2,700円	470円
	その他の者	2,700円	3,240円	5,400円	950円
アマチュアスポーツ以外のもの		13,500円	16,200円	27,000円	4,730円

追加〔平成18年条例59号〕、一部改正〔平成19年条例69号〕

(5) 附属設備

区分	単位	利用料
野球場スコアボード	1時間	270円
シャワー	1人1回	100円
屋根付き多目的広場照明設備	1時間	1,260円

一部改正〔平成18年条例59号・20年23号〕

3 野市総合公園

のいち動物公園

区分	利用料	
	1人1回	1人年額
大人	450円	1,500円

4 春野総合運動公園

(1) 野球場

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
			午前	午後	全日	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		32,290円	38,760円	64,600円	11,920円
	アマチュアスポーツ以外のもの		193,160円	231,740円	386,250円	70,940円
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	3,570円	4,290円	7,160円	1,320円
		その他の者	7,160円	8,610円	14,350円	2,640円
	アマチュアスポーツ以外のもの		35,870円	43,070円	71,790円	13,250円

(2) ソフトボール場

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
			午前	午後	全日	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		13,560円	16,330円	27,270円	4,730円
	アマチュアスポーツ以外のもの		81,440円	97,730円	162,890円	28,890円
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,410円	1,760円	2,980円	510円
		その他の者	2,980円	3,630円	6,050円	1,050円
	アマチュアスポーツ以外のもの		15,130円	18,200円	30,350円	5,290円

(3) 運動広場

ア 運動広場A、運動広場B及び運動広場D

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
			午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	2,360円	2,800円	4,740円	680円
		半面	1,180円	1,400円	2,370円	340円

	その他の者	全面	4,740円	5,680円	9,460円	1,400円
		半面	2,370円	2,840円	4,730円	700円
アマチュアスポーツ以外のもの		全面	23,720円	28,460円	47,460円	7,140円
		半面	11,860円	14,230円	23,730円	3,570円

全部改正〔平成19年条例69号・23年15号〕

#### イ 運動広場C

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,180円	1,400円	2,370円	340円
	その他の者	2,370円	2,840円	4,730円	700円
アマチュアスポーツ以外のもの		11,860円	14,230円	23,730円	3,570円

全部改正〔平成23年条例15号〕

#### (4) 多目的広場

##### ア 芝生広場

##### (ア) 専用の場合

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,740円	2,090円	3,490円	480円
	その他の者	3,490円	4,180円	6,980円	1,040円
アマチュアスポーツ以外のもの		17,510円	21,000円	35,030円	5,230円

追加〔平成19年条例69号〕

##### (イ) 共用の場合(パークゴルフ場(広場コース)の利用を含む。)

区分	利用料(1人1日につき)
児童・生徒	125円
その他の者	250円

追加〔平成19年条例69号〕

##### イ パークゴルフ場(林間コースに限る。)

区分	利用料	
	1人1日	1人年額
児童・生徒	125円	5,000円
その他の者	250円	5,000円

追加〔平成19年条例69号〕、全部改正〔平成24年条例26号〕

#### (5) テニスコート

区分	単位	利用料(1時間につき)
児童・生徒	1面	230円
その他の者	1面	470円

一部改正〔平成19年条例69号〕

## (6) 体育館

区分				利用料				
				基本利用料			時間外利用料(1時間につき)	
				午前	午後	全日		
大アリーナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		全面	24,290円	36,440円	53,450円	7,280円
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	322,770円	487,770円	717,310円	97,530円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	6,050円	9,090円	13,350円	2,260円
				半面	3,630円	5,440円	8,000円	1,080円
				1/3面	2,420円	3,630円	5,330円	710円
		その他の者	全面	12,140円	18,200円	26,720円	4,520円	
			半面	7,280円	10,920円	16,030円	2,170円	
			1/3面	4,850円	7,280円	10,680円	1,430円	
	アマチュアスポーツ以外のもの		全面	60,750円	91,100円	130,980円	18,200円	
			半面	36,440円	54,660円	80,180円	10,920円	
		1/3面	24,290円	36,440円	53,450円	7,280円		
小アリーナ	児童・生徒				1,510円	2,290円	3,320円	470円
	その他の者				3,030円	4,600円	6,670円	950円
トレーニング室	児童・生徒				1人1日につき			110円
	その他の者				1人1日につき			230円

一部改正〔平成19年条例69号〕

## (7) 球技場

区分				利用料			
				基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
				午前	午後	全日	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ			24,830円	29,820円	49,700円	8,430円
	アマチュアスポーツ以外のもの			148,510円	178,150円	296,900円	52,550円
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒		2,740円	3,300円	5,520円	920円
		その他の者		5,520円	6,620円	11,040円	1,860円
	アマチュアスポーツ以外のもの			27,610円	33,130円	55,230円	9,370円

一部改正〔平成19年条例69号〕

## (8) 陸上競技場

ア 専用の場合

--	--

区分				利用料				
				基本利用料			時間外利用料(1時間につき)	
				午前	午後	全日		
主競技場	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		全面	67,730円	81,270円	135,430円	20,070円
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	404,630円	485,570円	809,280円	118,960円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	7,570円	9,030円	15,030円	2,270円
			その他の者	全面	15,030円	18,060円	30,080円	4,460円
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	75,250円	90,300円	150,480円	22,310円
補助競技場	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		全面	21,860円	26,230円	43,730円	6,540円
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	130,110円	156,070円	260,110円	38,250円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	2,420円	2,890円	4,850円	710円
				半面	1,200円	1,430円	2,420円	340円
		その他の者	全面	4,850円	5,810円	9,710円	1,430円	
			半面	2,420円	2,890円	4,850円	710円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	24,290円	29,150円	48,590円	7,280円		
		半面	12,140円	14,570円	24,290円	3,630円		
雨天走路	児童・生徒				1,520円	1,800円	3,030円	470円
	その他の者				3,030円	3,630円	6,050円	950円

一部改正〔平成19年条例69号〕

#### イ 共用の場合

区分		利用料(1人1日につき)
主競技場、補助競技場及び雨天走路	児童・生徒	60円
	その他の者	160円
トレーニング室	生徒	110円
	その他の者	230円

一部改正〔平成19年条例69号〕

#### (9) 水泳場

##### ア 専用の場合

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
			午前	午後	全日	
50メ	入場料	アマチュアス	44,710円	53,670円	89,470円	15,890円

一ト ルプ ール	を徴収 する場 合	ポーツ					
		アマチュアス ポーツ以外の もの		266,730円	320,020円	533,380円	94,580円
	入場料 を徴収 しない 場合	アマ チュ アス ポー ツ	児童・ 生徒	4,950円	5,960円	9,930円	1,760円
			その他 の者	9,930円	11,920円	19,870円	3,520円
アマチュアス ポーツ以外の もの		49,700円	59,640円	99,410円	17,670円		
25メ ート ルプ ール (冷水 期間)	入場料 を徴収 する場 合	アマチュアス ポーツ		39,760円	47,710円	79,520円	14,890円
		アマチュアス ポーツ以外の もの		236,470円	283,770円	472,950円	84,070円
	入場料 を徴収 しない 場合	アマ チュ アス ポー ツ	児童・ 生徒	4,410円	5,290円	8,830円	1,630円
			その他 の者	8,830円	10,590円	17,670円	3,300円
		アマチュアス ポーツ以外の もの		44,180円	53,010円	88,360円	16,560円
25メ ート ルプ ール (温水 期間)	入場料 を徴収 する場 合	アマチュアス ポーツ		59,640円	71,560円	119,290円	21,860円
		アマチュアス ポーツ以外の もの		356,070円	427,230円	712,060円	126,120円
	入場料 を徴収 しない 場合	アマ チュ アス ポー ツ	児童・ 生徒	6,620円	7,940円	13,250円	2,420円
			その他 の者	13,250円	15,890円	26,500円	4,850円
		アマチュアス ポーツ以外の もの		66,270円	79,520円	132,550円	24,290円
飛込 みプ ール	入場料 を徴収 する場 合	アマチュアス ポーツ		29,820円	35,780円	59,640円	10,920円
		アマチュアス ポーツ以外の もの		177,400円	212,820円	354,710円	63,050円
	入場料 を徴収 しない 場合	アマ チュ アス ポー ツ	児童・ 生徒	3,300円	3,960円	6,620円	1,200円
			その他 の者	6,620円	7,940円	13,250円	2,420円
		アマチュアス ポーツ以外の もの		33,130円	39,760円	66,270円	12,140円

一部改正〔平成19年条例69号〕

イ コース貸しの場合

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
		午前	午後	全日	
50メートルプール及び25メートルプール(冷水期間)	児童・生徒	1,100円	1,320円	2,200円	370円
	その他の者	2,200円	2,640円	4,410円	760円
25メートルプール(温水期間)	児童・生徒	1,630円	1,980円	3,300円	590円
	その他の者	3,300円	3,960円	6,620円	1,200円

一部改正〔平成19年条例69号〕

ウ 共用の場合

区分		利用料	
		1人1日	回数券(11枚)
50メートルプール、25メートルプール(冷水期間)及び飛び込みプール	児童	50円	500円
	生徒	100円	1,000円
	その他の者	150円	1,500円
25メートルプール(温水期間)	児童	100円	1,000円
	生徒	220円	2,200円
	その他の者	310円	3,100円

一部改正〔平成19年条例69号〕

(10) 屋内運動場

区分			利用料				
			基本利用料			時間外利用料(1時間につき)	
			午前	午後	全日		
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	全面	69,580円	83,500円	139,170円	24,590円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	417,770円	501,330円	835,540円	147,130円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	7,720円	9,270円	15,450円	2,710円
		生徒	全面	3,850円	4,630円	7,720円	1,350円
	その他の者	全面	15,450円	18,550円	30,920円	5,440円	
		全面	7,720円	9,270円	15,450円	2,710円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	77,320円	92,750円	154,640円	27,330円	
		全面	38,660円	46,380円	77,320円	13,670円	

一部改正〔平成19年条例69号〕

(11) 射撃場

ア 専用の場合

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
		午前	午後	全日	
全射座	児童・生徒	5,510円	6,610円	11,020円	1,940円
	その他の者	11,020円	13,230円	22,050円	3,890円
スモールボアラ	生徒	2,750円	3,300円	5,510円	970円

イフル射座又は エアライフル射 座	その他の者	5,510円	6,610円	11,020円	1,940円
ビームライフル 射座	児童・生徒	910円	1,090円	1,830円	320円
	その他の者	1,830円	2,200円	3,670円	640円

一部改正〔平成19年条例69号〕

イ 共用の場合

区分		利用料(1人1日につき)			
スモールボアライフル射 座及びエアライフル射座	生徒	320円			
	その他の者	640円			
ビームライフル射座	児童・生徒	150円			
	その他の者	310円			

一部改正〔平成19年条例69号〕

(12) アーチェリー場

区分	利用料(1人1日につき)
児童・生徒	100円
その他の者	220円

一部改正〔平成19年条例69号〕

(13) 相撲場

ア 本土俵

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用 料(1時間に つき)
			午前	午後	全日	
入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポー ツ		14,230円	17,090円	28,470円	4,740円
	アマチュアスポー ツ以外のもの		79,110円	94,950円	158,250円	26,360円
入場料を 徴収しな い場合	アマチュ アスポー ツ	児童・ 生徒	1,570円	1,900円	3,160円	510円
		その他 の者	3,160円	3,790円	6,320円	1,050円
	アマチュアスポー ツ以外のもの		15,820円	18,980円	31,640円	5,260円

一部改正〔平成19年条例69号〕

イ 練習土俵

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用 料(1時間に つき)
		午前	午後	全日	
児童・生徒	全面	780円	940円	1,570円	250円
	1/3面	250円	310円	510円	100円
その他の者	全面	1,570円	1,900円	3,160円	510円
	1/3面	510円	640円	1,050円	210円

一部改正〔平成19年条例69号〕

(14) 会議室

区分	単位	利用料
----	----	-----

大会議室	1時間	710円
小会議室	1時間	470円

一部改正〔平成19年条例69号〕

(15) 附属設備

区分			単位	利用料			
野球場スコアボード			1時間	280円			
ソフトボール場スコアボード			1時間	130円			
屋内投球練習場			1時間	280円			
控室			1時間	590円			
シャワー(水泳場を除く。)			1人1回	100円			
陸上競技大会用器具			1式1日	7,230円			
水泳競技大会用器具			1式1日	2,420円			
ピッチングマシン		児童・生徒	1台午前	280円			
			1台午後	340円			
			1台1日	570円			
		その他の者	1台午前	570円			
			1台午後	680円			
			1台1日	1,150円			
放送設備	大型映像装置	アマチュアスポーツ		1時間	4,480円		
		アマチュアスポーツ以外のもの		1時間	34,620円		
	体育館大アリーナ、陸上競技場の主競技場及び水泳場の大放送設備		1時間	570円			
	体育館小アリーナの大放送設備		1時間	340円			
照明設備	運動広場A		一般競技用		全面1時間	1,370円	
					半面1時間	930円	
			レクリエーション用		全面1時間	790円	
					半面1時間	490円	
	テニスコート			1面1時間	520円		
	体育館		大アリーナ		1スポット1時間	850円	
			小アリーナ		1スポット1時間	520円	
	陸上競技場		1/2を超える点灯	アマチュアスポーツ		1時間	3,960円
				アマチュアスポーツ以外のもの		1時間	43,590円
			1/3を超え1/2以下の点	アマチュアスポーツ		1時間	5,300円
アマチュアスポーツ以外のもの				1時間	44,930円		

	灯			
	1/6 を超え 1/3 以下の点 灯	アマチュアスポー ツ	1時間	3,960円
		アマチュアスポー ツ以外のもの	1時間	43,590円
	1/6以下の点灯		1時間	2,240円
	大屋根のみの全部の点灯		1時間	1,420円
	大屋根のみの1/6の点灯		1時間	220円
水泳場(25メートルプール)	専用の場合		1時間	850円
	コース貸しの場合		1コース1 時間	220円
相撲場	土俵屋形		1時間	150円
	上屋		1スポッ ト1時間	720円
屋内運動場			1スポッ ト1時間	1,200円
冷暖房設備			1冷暖房 設備1時 間	220円

一部改正〔平成19年条例69号・23年15号〕

## 5 土佐西南大規模公園

### (1) 集会所

区分				利用料			
				基本利用料			時間外利用 料(1時間に つき)
				午前	午後	全日	
ホ ー ル	営利又は営業 の宣伝を目的 としない場合	児童・ 生徒	ホール全面	2,900円	4,090円	6,440円	880円
			ホールのう ちフロア	2,620円	3,670円	5,780円	800円
			ホールのう ちステージ	870円	1,210円	1,930円	280円
		その他 の者	ホール全面	5,830円	8,170円	12,910円	1,760円
			ホールのう ちフロア	5,260円	7,370円	11,570円	1,610円
			ホールのう ちステージ	1,750円	2,440円	3,850円	570円
	営利又は営業 の宣伝を目的 とする場合	ホール全面	30,260円	42,660円	67,260円	9,130円	
		ホールのう ちフロア	27,000円	38,040円	59,900円	8,290円	
		ホールのう ちステージ	9,030円	12,710円	19,960円	2,730円	
集会室				1時間につき			570円

### (2) 球技場

区分	利用料	
	基本利用料	時間外利用

			午前	午後	全日	料(1時間につき)	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	全面	22,400円	26,820円	44,710円	7,940円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	128,740円	154,490円	257,490円	44,650円	
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	2,520円	2,980円	4,950円	880円
			1/3面	880円	970円	1,630円	310円
	その他の者	全面	4,950円	5,960円	9,930円	1,760円	
		1/3面	1,630円	1,980円	3,300円	660円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	24,830円	29,820円	49,700円	8,830円	
		1/3面	8,260円	9,930円	16,560円	2,980円	

一部改正〔平成19年条例69号〕

(3) テニスコート

区分	単位	利用料(1時間につき)
児童・生徒	1面	230円
その他の者	1面	470円

(4) オートキャンプ場

区分		単位	利用料
宿泊利用	テントサイト	1区画1回	5,500円
	テングローサイト	1区画1回	7,000円
	キャビンサイト	1区画1回	15,000円
一時利用	テントサイト	1区画1回	3,000円
シャワー		1回	200円
洗濯機		1回	300円
乾燥機		1回	200円
電源設備		1回	750円
キャンプ用品その他の備品		1個1日	1,500円

(5) 多目的棟

利用料				
基本利用料			時間外利用料(1時間につき)	宿泊利用
午前	午後	全日		
2,000円	2,500円	4,000円	600円	15,000円。ただし、16人以上(42人までに限る。)の団体の利用する場合は、15,000円に当該団体の人数から15を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加算した額

追加〔平成18年条例59号〕

(6) 体育館

区分	利用料			
	基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
	午前	午後	全日	

アリーナ	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ		全面	30,900円	37,030円	61,710円	10,970円
		アマチュアスポーツ以外のもの		全面	171,450円	205,730円	342,900円	60,650円
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	3,470円	4,110円	6,850円	1,270円
				半面	1,780円	2,100円	3,470円	640円
				1/3面	1,150円	1,360円	2,320円	420円
		その他の者	全面	6,850円	8,230円	13,710円	2,410円	
			半面	3,470円	4,110円	6,850円	1,270円	
			1/3面	2,320円	2,740円	4,630円	840円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	34,290円	41,130円	68,570円	12,130円		
		半面	17,180円	20,560円	34,290円	6,110円		
1/3面		11,500円	13,710円	22,890円	4,110円			
トレーニング室	生徒			1人1日につき			70円	
	その他の者			1人1日につき			150円	

全部改正〔平成23年条例15号〕、一部改正〔平成18年条例59号・19年69号〕

(7) 運動広場

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料(1時間につき)
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,010円	1,210円	2,020円	350円
	その他の者	2,020円	2,430円	4,050円	710円
アマチュアスポーツ以外のもの		10,150円	12,180円	20,290円	3,550円

一部改正〔平成18年条例59号・19年69号〕

(8) 大方地区キャンプ場

区分		単位	利用料
テントサイト	宿泊利用	1区画1回	500円
	一時利用	1区画1回	250円

一部改正〔平成18年条例59号・19年69号〕

(9) 多目的芝生広場

ア 陸上競技場

(ア) 専用の場合

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用(1時間につき)
			午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	1,950円	2,340円	3,900円	700円
		半面	980円	1,170円	1,950円	350円
	その他の者	全面	3,900円	4,680円	7,800円	1,400円

		半面	1,950円	2,340円	3,900円	700円
アマチュアスポーツ以外のもの		全面	19,500円	23,400円	39,000円	7,000円
		半面	9,800円	11,700円	19,500円	3,500円

全部改正〔平成19年条例69号〕

(イ) 共用の場合

区分	利用料(1人1日につき)
児童・生徒	60円
その他の者	160円

全部改正〔平成19年条例69号〕

イ パークゴルフ場

区分	利用料	
	1人1日	1人年額
児童・生徒	250円	1万円
その他の者	500円	1万円

全部改正〔平成19年条例69号・24年26号〕

(10) 会議室

区分	単位	利用料
大会議室	1時間	310円
小会議室	1時間	170円

一部改正〔平成18年条例59号〕

(11) 附属設備

区分		単位	利用料
シャワー		1回	100円
集会所ホールの大放送設備		1時間	570円
パークゴルフ場の貸しクラブ及びボール		1式1日	100円
照明設備	集会所のホールのステージ	1時間	360円
	体育館	1スポット1時間	670円
	テニスコート	1面1時間	500円
冷暖房設備	集会所のホール	1時間	2,420円
	多目的棟	1時間	250円
	会議室	1時間	150円

一部改正〔平成18年条例59号・19年69号〕

備考

- 1 計算単位を時間で定めたもので、利用の時間が1時間未満であるとき又は利用の時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用の時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。  
一部改正〔平成23年条例15号〕
- 2 1の(1)の表の規定にかかわらず、20人以上の団体の入場者に係る1回の利用料の額は、同表に規定する利用料の額の80パーセントに相当する額とする。  
追加〔平成18年条例47号〕
- 3 1の(2)の表において、「夜間利用料」とは午後6時30分から翌日の午前7時30分までの間の利用料をいい、「バス」とは乗車定員11人以上の自動車を、「乗用自動車」とはバスを除く四輪の乗用自動車(ライトバン及びピックアップ

ップを含む。)をいう。

一部改正〔平成18年条例47号〕

4 3の表の規定にかかわらず、20人以上の団体の入園者に係る1回の利用料の額は、同表に規定する利用料の額の80パーセントに相当する額とする。

5 1の(1)及び3の表において、「大人」とは、18歳以上の者(高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。)をいう。

追加〔平成18年条例47号〕

6 4の(4)のアの(イ)及び(4)のイの表の規定にかかわらず、20人以上の団体の利用者に係るその他の者の1人1日の利用料の額は、それぞれの表に規定する利用料の額の80パーセントに相当する額とする。

追加〔平成19年条例69号〕

7 4の(15)の表において、陸上競技場の照明設備を2分の1を超えて点灯し、利用する場合は、発電機を利用者自らが仮設するものとする。

一部改正〔平成18年条例47号・19年69号〕

8 5の(4)及び(8)の表において、「宿泊利用」とは午後3時から翌日の午後1時までの間の利用を、「一時利用」とは午前10時から午後4時までの間の利用をいう。ただし、連続して宿泊利用をする場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午後1時から午後3時までの間の利用料は、徴収しない。

一部改正〔平成18年条例47号・59号・19年69号〕

9 5の(5)の表において、「宿泊利用」とは、午後3時から翌日の午前11時までの間の利用をいう。ただし、連続して宿泊利用をする場合は、利用を開始する日及び利用を終了する日以外の日の午前11時から午後3時までの間の利用料は、徴収しない。

追加〔平成18年条例59号・19年69号〕

10 5の(4)の表において、「電源設備」の「1回」とは、テントサイト1区画の宿泊利用若しくは一時利用又はテングローサイト1区画の宿泊利用各1回をいう。

一部改正〔平成18年条例47号・59号・19年69号〕

11 5の(9)のイの表の規定にかかわらず、20人以上の団体の利用者に係るその他の者の1人1日の利用料の額は、同表に規定する利用料の額の80パーセントに相当する額とする。

一部改正〔平成18年条例47号・59号・19年69号〕

12 2の(1)から(4)まで、4の(1)から(4)のアの(ア)まで、(6)から(8)のアマまで、(9)のア、(9)のイ、(10)、(11)のア及び(13)並びに5の(1)、(2)、(5)から(7)まで及び(9)のアの(ア)の表において、「午前」とは午前8時30分から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「全日」とは午前8時30分から午後5時までの間をいい、2の(1)から(4)まで、4の(1)から(13)まで及び(15)並びに5の(1)から(3)まで、(6)、(7)及び(9)の表において、「児童」とは小学校の児童、幼稚園の幼児その他これらに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者を、「その他の者」とは児童及び生徒以外の者をいう。

一部改正〔平成18年条例47号・59号・19年69号〕

13 室戸広域公園の野球場、運動広場、雨天練習場若しくは屋根付き多目的広場、春野総合運動公園の野球場、ソフトボール場、運動広場、多目的広場の

芝生広場(共用の場合を除く。)、体育館(トレーニング室を除く。)、球技場、陸上競技場(共用の場合を除く。)、水泳場(共用の場合を除く。)、屋内運動場、射撃場(共用の場合を除く。))若しくは相撲場又は土佐西南大規模公園の集会所(集会室を除く。)、球技場、多目的棟、体育館(トレーニング室を除く。)、運動広場若しくは多目的芝生広場の陸上競技場(共用の場合を除く。)を時間単位で利用する場合の利用料は、2の(1)から(4)まで、4の(1)から(4)のアの(ア)まで、(6)から(8)の(ア)まで、(9)の(ア)、(9)の(イ)、(10)、(11)の(ア)若しくは(13)又は5の(1)、(2)、(5)から(7)まで若しくは(9)の(ア)の表に規定する区分に対応する時間外利用料の額に利用時間相当数(利用の時間が1時間未満であるとき又は利用の時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用の時間又は当該端数を1時間として計算した時間数をいう。)を乗じて得た額とする。

一部改正〔平成18年条例47号・59号・19年69号・23年15号〕

14 特定公園施設の利用について放送設備、照明設備、冷暖房設備、電源設備その他の設備を利用する場合又は通常以上に電力を消費する場合は、各施設の利用料の額に当該設備の利用料の額又は規則で定める額を加算した額をもって利用料の額とする。

一部改正〔平成18年条例47号・59号・19年69号〕

15 第23条第1項の規定に基づき特定公園施設の利用に係る料金を指定管理者に収受させる場合におけるこの表の適用については、同表中「利用料」とあるのは、「利用料金の上限額」とし、当該利用料金の上限額には、消費税法の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税を含むものとする。

一部改正〔平成18年条例47号・59号・19年69号・23年15号〕

一部改正〔平成18年条例47号・59号・19年69号・23年15号〕

一部改正〔平成17年条例90号・18年47号・59号・19年69号・20年23号・23年15号・24年26号〕

別表第6(第21条、第25条関係)

区分	減免する額又は率	減免の要件
高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料及び野市総合公園ののいち動物公園の利用料	免除	次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳を所持する者 (2) 療育手帳を所持する者 (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者 (4) 戦傷病者手帳を所持する者 (5) 被爆者健康手帳を所持する者 (6) (1)から(5)までに掲げる者を直接介護又は介助するために必要な者
室戸広域公園の利用料(シャワーの利用を除く。)、春野総合運動公園の利用料(シャワーの利用を除く。)及び土佐西南大規模公園の利用料(オートキャンプ場及びシャワーの利用を除く。)	免除	(1) 次のいずれかに該当する大会等 ア 高知県教育委員会が主催する県中学校総合体育大会、県高等学校総合体育大会、四国中学校総合体育大会、四国高等学校総合体育大会 イ 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会 ウ 全国高等学校総合体育大会及び全国中学校総合体育大会 エ 障害者の福祉の増進を目的とする大会又は催しのうち規則で定めるもの

		(2) 次のいずれかに該当する者(アからオまでに該当する者がそれ以外の者ととも利用する場合にあっては、該当する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上であるときに限る。) ア 身体障害者手帳を所持する者 イ 療育手帳を所持する者 ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者 エ 戦傷病者手帳を所持する者 オ 被爆者健康手帳を所持する者 カ アからオまでに掲げる者を直接介護又は介助するために必要な者
室戸広域公園の利用料(シャワーの利用を除く。)、春野総合運動公園の利用料(シャワーの利用を除く。)及び土佐西南大規模公園の利用料(オートキャンプ場、大方地区キャンプ場及びシャワーの利用を除く。)	2分の1を減額	知事が高知県の観光振興に寄与すると認める職業スポーツ団体であって、規則で定める条件に合致するもの
知事が特別の理由があると認めて規則で定める使用料、占用料、広告出展料又は利用料	規則で定める額又は率	規則で定める条件に合致するもの

一部改正〔平成18年条例47号〕

備考 第23条第1項の規定に基づき特定公園施設の利用に係る料金を指定管理者に収受させる場合におけるこの表の適用については、同表中「利用料」とあるのは「利用料金」とする。

一部改正〔平成17年条例90号・18年47号・24年 号〕